

国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則

平成16年4月1日

規則第 3 号

改正 平成20年3月17日規則第3号

平成21年3月31日規則第9号

平成22年3月24日規則第8号

平成24年3月19日規則第8号

平成26年3月24日規則第8号

平成28年2月10日規則第1号

平成29年3月23日規則第20号

平成31年3月13日規則第6号

令和2年3月19日規則第10号

令和4年3月9日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第9条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 学長が指名する副学長 5人以内
- (4) 専攻長
- (5) 学長が指名する職員 4人以内

(任期)

第3条 前条第5号に規定する評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該評議員を指名した学長の任期の末日を超えることはできないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (2) 中期計画に関する事項のうち教育研究に関するもの
- (3) 学則（本法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に

関する方針に係る事項

(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(9) その他教育研究に関する重要事項

(議長)

第5条 教育研究評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は教育研究評議会を主宰する。

3 学長に事故があるときは、あらかじめ学長が指名した理事が議長となる。

(定足数)

第6条 教育研究評議会は、評議員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開くことができない。

(議決数)

第7条 教育研究評議会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会等の設置)

第9条 教育研究評議会に、専門的事項を調査検討させるため、必要に応じ委員会等を置くことができる。

(事務)

第10条 教育研究評議会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日の前日において第2条第5号の評議員の任期は、平成31年3月31日までとする。

3 施行日において、第2条第5号の評議員の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。